

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構令和2年度計画に係る 変更しようとする事項及び理由について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地活
化法」という。）」及び「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法
律第 85 号。以下「物効法」という。）」の改正法が 11 月 27 日に施行されることに伴い、
機構の業務として、

ア 現行の地活化法第 29 条の 2 に基づく認定軌道運送高度化事業等の実施に必
要な資金の出資及び貸付けの対象に、認定地域公共交通利便増進実施計画に定
められた都市鉄道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設に必要な資金の貸付けが
追加。

イ 流通業務総合効率化事業を推進するため、物効法第 20 条の 2 に基づき認定
総合効率化計画に定められた物流施設の整備に必要な資金の貸付けが追加。

以上の業務が追加される。

また、平成 31 年 3 月改定の「独立行政法人の目標の策定に関する方針」及び「今後の
中（長）期目標変更にあたっての留意事項について（平成 31 年 4 月総務省行政管理局
管理官事務連絡）」に基づき、「人材確保・人材育成に係る方針を策定し、社会的要請に
応えうる組織運営に努める」旨の目標を新たに設ける必要がある。

については、中期目標の変更指示を踏まえ変更した中期計画に基づき、年度計画の
「1. (6) 地域公共交通出資業務等」及び「7. (2) 人事に関する計画」を変更し、本業務に
関する計画を盛り込むとともに、「3. (1) 予算、収支計画及び資金計画」中の表（予算三
表）の変更を行う。

令和 2 年度計画 新旧対照表

※下線は記載ぶりに変更のある部分

令和 2 年度計画（変更後）	令和 2 年度計画（変更前）
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 地域公共交通出資業務等</p> <p>① 地域公共交通出資及び貸付け</p> <p style="color: red;"><u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</u></p> <p>また、出資等の業務に関する情報をホームページに掲載する等、地域公共交通の活性化及び再生に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。</p> <p style="color: red;"><u>(a) 地域公共交通出資等</u></p> <p style="color: red;"><u>認定軌道運送高度化事業等（ただし、認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設を除く。）の実施に必要な資金の出資及び貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、リスクを適切に評価して、中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に出資及び貸付けの</u></p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 地域公共交通出資業務等</p> <p>① 地域公共交通出資及び貸付け</p> <p style="text-align: right;">出資の申込みがあった際には、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、リスクを適切に評価して、中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に出資及び貸付けの業務を行う。</u></p>

令和2年度計画（変更後）	令和2年度計画（変更前）
<p>業務を行う。</p> <p><u>(b) 都市鉄道融資</u> <u>認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で適切に貸付けの業務を行う。</u></p> <p><u>② 物流施設融資</u> <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第20条の2の規定に基づき、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行う。貸付けの申込みがあった際には、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で適切に貸付けの業務を行う。</u> <u>また、貸付けの業務に関する情報をホームページに掲載する等、流通業務の総合化及び効率化に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。</u></p> <p><u>③ 内航海運活性化融資</u> 国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>また、出資及び貸付けの業務に関する情報をホームページに掲載する等、地域公共交通の活性化及び再生に向けた主体的な取組みに対する支援効果が最大となるよう努める。</p> <p><u>② 内航海運活性化融資</u> 国が策定・公表する資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、貸付金の回収及び新規の融資を適切に行う。</p> <p>(7) (略)</p>

令和2年度計画（変更後）	令和2年度計画（変更前）
2. (略)	2. (略)
<p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算、収支計画及び資金計画 <u>別紙</u>のとおり。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算、収支計画及び資金計画 <u>別紙</u>のとおり。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
4. ～5. (略)	4. ～5. (略)
<p>6. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設勘定 <p>管理用施設（宿舎に限る。）の改修</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設勘定 <p>管理用施設（宿舎に限る。）の改修</p>
<p>7. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人事に関する計画 <u>機構の役割を果たすため、人材確保に係る方針を策定し、事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材の確保に努め、業務量が増加した繁忙部門に必要な人員を重点的に配置する等、人員の適正配置と重点的な運用を行うとともに、人材育成に係る方針を策定し、高度</u></p>	<p>7. その他主務省令で定められる業務運営に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人事に関する計画 事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材を確保するとともに、業務量が増加した繁忙部門に必要な人員を重点的に配置する等、人員の適正配置と重点的な運用を行う。</p>

令和2年度計画（変更後）	令和2年度計画（変更前）
<p data-bbox="203 212 1099 292"><u>な専門的知識の修得、技術スキルの向上等を図る研修を実施することにより、社会的要請に応えうる組織運営に努める。</u></p> <p data-bbox="165 357 427 389">(3)・(4) (略)</p>	<p data-bbox="1144 357 1406 389">(3)・(4) (略)</p>